

第2回 南砺市指定管理者評価委員会次第

日時：令和5年2月8日（水）午後3時～
場所：南砺市役所4階401会議室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

- 1) 改善勧告の対応状況並びに経営改善計画について……………資料1 非公開資料
- 2) 南砺市指定管理者制度運用指針の見直しについて……………資料2

4. その他

南砺市指定管理者制度運用指針改定の概要

今年度、南砺市指定管理者制度運用指針（以下「指針」とします。）の改定に際して以下のポイントをもとに内容を精査しております。

1) 急激な物価変動への対応

令和4年度からロシアのウクライナ侵攻や急激な円安等により日用品や食料食材、エネルギー価格の上昇などが家計や企業活動を圧迫している状況にあります。

公共施設を管理運営している指定管理者は、市民サービスの維持という観点から物価上昇に対応した利用料金の値上げや経費縮減ができていないことで、見込んでいた物価変動リスク以上の物価上昇が負担となっていると考えられます。このことについて、指針の中で次の通り対応したいと考えております。

①施設管理経費の積算方法の変更（人件費、電気料金の積算方法の変更）

②リスク分担表に、急激な物価変動対応を明記

（参考）令和4年度に電気料上昇負担軽減支援、燃料費調整を実施

2) 感染症の発生への対応

リスク分担表に感染症の発生への対応を追加します。

感染症の発生による施設の管理運営に必要な対策にかかる経費の増は指定管理の負担とします。ただし、施設の管理運営に重大な影響を与えるような経費負担の増があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

（参考）令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策費用の精算を実施

3) 令和3年度改正個人情報保護法への対応

個人情報につきましては、日頃より漏えい等がないように常に適切な取扱いが求められております。令和5年4月1日より令和3年改正個人情報保護法が全面施行され、地方公共団体の個人情報保護制度については、従来の条例ではなく法の直接適用がなされることとなります。南砺市においては「南砺市個人情報保護法施行条例」が施行され、個人情報の取扱いについては個人情報保護法の適用に則り事務を行うこととなります。指定管理者に対しても南砺市と同じく、取り扱っている個人情報に漏えい等が起きないように、安全管理措置を講じることが求められています。

4) 南砺市行政財産使用料条例の廃止と南砺市財産条例の制定による変更

5) その他誤字訂正

南砺市指定管理者制度運用指針（抜粋） 新旧対象表

現行	改正案																																		
<p>4 施設管理方針の決定 (1) ~ (2) (略) (3) 指定管理期間</p> <p>指定に期間が設けられたのは、最大の効果を最小の経費で挙げているかなど、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けるためとされており、短期間では民間事業者の経営能力が十分に発揮されない懸念があり、逆に長期間では、市が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会が減少することになる。</p> <p>そこで、サービスの継続性の確保、長期固定化による弊害の排除、使用料（利用料金）の周期的な見直し、施設の老朽化等によるリスクの軽減などを総合的に判断し、市における指定期間は、5年を基本とする。ただし、直営から新たに指定管理者制度による管理を導入する施設については3年とする。</p> <p>また、次のような特別な事情がある場合は、施設の特性等を考慮する中で、それぞれの事情に応じて設定する。なお、PFI事業による場合以外は、最短でも1年以上、最長でも10年以内とする。</p> <p>① 第2次南砺市公共施設再編計画で短期譲渡の施設 ⇒ 3年 ② 第三セクターの基幹事業として管理する施設 ⇒ 3年 ③ 利用者の利便性や業務の習熟の面から長期的に安定したサービスが求められる施設 ⇒ 7年 ④ その他、特に考慮すべき事情がある施設 ⇒ 3年以内</p> <p>(4) 指定管理者の業務の範囲 (略)</p> <p>【参考】業務区分（標準的な例） (略)</p> <table border="1" data-bbox="190 1102 1043 1254"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>市</th> <th>指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自主事業 ※1</td> <td>企画・立案</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自主事業実施許可</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自主事業に係る料金設定（要協議）※2</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 自主事業の区分と施設使用料に関する考え方の基準については「事業区分（施設管理・自主事業）基準表」（資料1） ※2 自主事業を行う際に、管理施設を使用する際の料金設定については「管理施設を使用する際の考え方と使用料の設定基準」（資料2）を参照</p>	項目	業務内容	市	指定	自主事業 ※1	企画・立案		○	自主事業実施許可	○		広報活動		○	自主事業に係る料金設定（要協議）※2		○	<p>4 施設管理方針の決定 (1) ~ (2) (略) (3) 指定管理期間</p> <p>指定に期間が設けられたのは、最大の効果を最小の経費で挙げているかなど、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けるためとされており、短期間では民間事業者の経営能力が十分に発揮されない懸念があり、逆に長期間では、市が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会が減少することになる。</p> <p>そこで、サービスの継続性の確保、長期固定化による弊害の排除、使用料（利用料金）の周期的な見直し、施設の老朽化等によるリスクの軽減などを総合的に判断し、市における指定期間は、5年を基本とする。ただし、直営から新たに指定管理者制度による管理を導入する施設については3年とする。</p> <p>また、次のような特別な事情がある場合は、施設の特性等を考慮する中で、それぞれの事情に応じて設定する。なお、PFI事業による場合以外は、最短でも1年以上、最長でも10年以内とする。</p> <p>① 第2次南砺市公共施設再編計画《改訂版》で「維持しない」とした施設 ⇒ 3年 ② 第三セクターの基幹事業として管理する施設 ⇒ 3年 ③ 利用者の利便性や業務の習熟の面から長期的に安定したサービスが求められる施設 ⇒ 7年 ④ その他、特に考慮すべき事情がある施設 ⇒ 3年以内</p> <p>(4) 指定管理者の業務の範囲 (略)</p> <p>【参考】業務区分（標準的な例） (略)</p> <table border="1" data-bbox="1131 1102 1984 1254"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>市</th> <th>指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自主事業 ※1</td> <td>企画・立案</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自主事業実施許可</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自主事業に係る料金設定（要協議）※2</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 自主事業の区分と施設使用料に関する考え方の基準については「事業区分（施設管理・自主事業）基準表」（資料1） ※2 自主事業を行う際に、管理施設を使用する際の料金設定については「管理施設を使用する際の考え方と使用料の設定基準」（資料3）を参照</p>	項目	業務内容	市	指定	自主事業 ※1	企画・立案		○	自主事業実施許可	○		広報活動		○	自主事業に係る料金設定（要協議）※2		○
項目	業務内容	市	指定																																
自主事業 ※1	企画・立案		○																																
	自主事業実施許可	○																																	
	広報活動		○																																
	自主事業に係る料金設定（要協議）※2		○																																
項目	業務内容	市	指定																																
自主事業 ※1	企画・立案		○																																
	自主事業実施許可	○																																	
	広報活動		○																																
	自主事業に係る料金設定（要協議）※2		○																																

(5) (略)

(6) 指定管理料の算出

(略)

① (略)

②人件費の積算

(略)

ア. 正規職員及び非常勤職員（フルタイム）

(略)

※ 「指定管理料」の算出にあたっては、「南砺市の指定管理者制度導入に用いる給料表」により算出する

「南砺市指定管理者施設職員給与、賃金」（資料4）については、行革・施設管理課で調査し、3月末までに施設所管課へ提示する

※ 「南砺市の給与・定員管理等について」は、毎年更新される。指定管理料算出にあたり、算出する年度の前々年度の資料を利用する（例、平成27年4月からの指定管理料算出は、平成26年度に算出することから、平成24年度資料を利用する）

イ. ～ ウ. (略)

エ. 正規職員、非常勤職員の各種保険料

正規職員、非常勤職員の社会保険料を適正に計上する必要がある。社会保険料は「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」により算出する。

「健康保険・厚生年金保険の保険料（富山県）」は、直近の率及び標準報酬月額で計算し、雇業者負担金分を計上する。（例、平成26年度に計上する場合は、直近の平成25年10月の保険料額表を使用する。）

③支出額の積算

(略)

【参考】指定管理料算出シート作成上の留意点（人件費以外）

(略)

支出区分	積算の考え方と方法	
燃料費	内容	施設運営、車両運行に使用する燃料代 【具体例】ガソリン、重油、軽油、灯油、混合油、プロパンガスなど
	積算	・過去3年間の実績使用数量の平均数量に、ガソリン・重油・軽油・灯油については南砺市石油製品契約単価（4月単価）を掛けて得られた金額、また混合油・プロパンガスについては、算出時直近の市場単価を掛けて得られた金額を基本とする。 ・契約単価は、配送数量に注意すること
光熱水費	内容	電気料、水道料（消雪用含む）、下水道使用料 【具体例】電気、上下水道など
	積算	・過去3年間の実績費用額の平均額を基本とする

(5) (略)

(6) 指定管理料の算出

(略)

① (略)

②人件費の積算

(略)

ア. 正規職員及び非常勤職員（フルタイム）

(略)

※ 「指定管理料」の算出にあたっては、「南砺市の指定管理者制度導入に用いる給料表」により算出する

「南砺市指定管理者施設職員給与、賃金」（資料4）については、行革・施設管理課で調査し、4月末までに施設所管課へ提示する

※ 「南砺市の給与・定員管理等について」は、毎年更新される。指定管理料算出にあたり、算出する年度の前々年度の資料を利用する（例、令和5年4月からの指定管理料算出は、令和4年度に算出することから、令和3年度資料を利用する）

イ. ～ ウ. (略)

エ. 正規職員、非常勤職員の各種保険料

正規職員、非常勤職員の社会保険料を適正に計上する必要がある。社会保険料は「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」により算出する。

「健康保険・厚生年金保険の保険料（富山県）」は、直近の率及び標準報酬月額で計算し、雇業者負担金分を計上する。（例、令和4年度に計上する場合は、直近の令和3年10月の保険料額表を使用する。）

③支出額の積算

(略)

【参考】指定管理料算出シート作成上の留意点（人件費以外）

(略)

支出区分	積算の考え方と方法	
燃料費	内容	施設運営、車両運行に使用する燃料代 【具体例】ガソリン、重油、軽油、灯油、混合油、プロパンガスなど
	積算	・過去3年間の実績使用数量の平均数量に、ガソリン・重油・軽油・灯油については南砺市石油製品契約単価（4月単価）を掛けて得られた金額、また混合油・プロパンガスについては、算出時直近の市場単価を掛けて得られた金額を基本とする。 ・契約単価は、配送数量に注意すること
光熱水費	内容	電気料、水道料（消雪用含む）、下水道使用料 【具体例】電気、上下水道など
	積算	・電気料金は、過去3年間の実績使用数量の平均数量に、算出時直近の電力量料金を掛けて得られた金額に基本料金を足した金額を基本とす

使用料・賃借料	内容	テレビ受信料（NHK受信料・CATV利用料）、有線放送聴取料、コピー機使用料、事務機器や車両のリース料、レンタル品の使用料、土地などの賃借料など、賃貸借契約に基づき支払う金額 【具体例】会場使用料、テレビ受信料（NHK、CATVなど）、有線放送、リース料（コンピュータ、自動車、コピー機）、レンタル（モップ、テーブルクロス、椅子など）
	積算	・過去3年間の実績費用額の平均額を基本とする ・個別具体的な算出が必要

(7) 指定管理料の精算

(略)

【燃料費の調整対象施設要件】

下記条件に該当しない施設を対象として、基本協定締結時の収支計画に基づく燃料費（単価変動の把握、及び影響額を算出可能な種類のみ）の算定額「単価×計画量（A）」と調整年度の平均単価による算定額「当該年度の平均単価（市の基準単価による）×計画量（=A）」の差額を10%以上の増減分について調整する。なお、収支計画に基づく燃料費の算定額及び調整年度の平均単価による算定額が1,000千円を下回る場合は、算定額は1,000千円とする。

【該当しない施設】

- ①集落コミュニティ施設
- ②指定管理料が0円の施設
- ③収支計画で燃料費が概ね1,000千円未満の施設
- ④その他、調整の必要が無いと認められる施設

9 指定管理業務の実施

(1)～(2) (略)

(3) 個人情報の適正な保護

指定管理者制度の導入にあたり、個人情報の保護をどのように図るかという点では市と同様であり、指定管理者が管理を通じて保有する個人情報の取扱いについては、南砺市個人情報保護条例第8条の規定が適用されるものとする。

また、指定管理者と締結する協定及び個人情報取扱特記事項においても、この旨について規定するものとする。

		る。 ・水道料、下水道使用料は、過去3年間の実績費用額の平均額を基本とする。
使用料・賃借料	内容	テレビ受信料（NHK受信料・CATV利用料）、有線放送聴取料、コピー機使用料、事務機器や車両のリース料、レンタル品の使用料、土地などの賃借料など、賃貸借契約に基づき支払う金額 【具体例】会場使用料、テレビ受信料（NHK、CATVなど）、有線放送、リース料（コンピュータ、自動車、コピー機）、レンタル（モップ、テーブルクロス、椅子など）
	積算	・過去3年間の実績費用額の平均額を基本とする ・個別具体的な算出が必要

(7) 指定管理料の精算

(略)

【燃料費の調整対象施設要件】

下記条件に該当しない施設を対象として、基本協定締結時の収支計画に基づく燃料費（単価変動の把握、及び影響額を算出可能な種類のみ）の算定額「単価×計画量（A）」と調整年度の平均単価による算定額「当該年度の平均単価（市の基準単価による）×計画量（=A）」の差額を10%以上の増減分について調整する。

【該当しない施設】

- ①集落コミュニティ施設
- ②指定管理料が0円の施設
- ③収支計画で燃料費が概ね1,000千円未満の施設
- ④その他、調整の必要が無いと認められる施設

9 指定管理業務の実施

(1)～(2) (略)

(3) 個人情報の適正な保護

指定管理者制度の導入にあたり、個人情報の保護をどのように図るかという点では市と同様である。指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び南砺市個人情報保護法施行条例（令和4年南砺市条例第30号）の規定が適用されるものとする。

また、指定管理者と締結する協定及び個人情報取扱特記事項においても、この旨について規定するものとする。

10 指定管理者に対する監督

(1)～(2) (略)

(3) 利用者アンケート

指定管理者は、原則として、施設利用者に対してサービス内容や満足度などについてアンケート調査を実施し、指定期間における管理運営に活用するものとする。施設の利便性向上の観点から利用者の意見を事業運営の改善に活かすため、アンケートの積極的な回収に努める必要がある。

12 モニタリングの実施

(1)～(3) (略)

(4) 実施スケジュール

前項の全体図に示した各役割の実施について、下記スケジュールのとおり毎年度繰り返し行なうことにより、業務の効率化とサービス向上を図る。

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①年度報告書提出		○										
②アンケート実施	← ※施設特性によって最良の時期に実施する →											
③モニタリングの実施				○	○							
④評価委員会へ結果報告						○						
⑤選定委員会へ結果報告							○					
⑥評価結果の公表								○				
⑦次期候補者選定・改善提案									○			

※表中の①、②の各項目は、「実施主体等の全体像」の①、②の各項目とリンクしている

10 指定管理者に対する監督

(1)～(2) (略)

(3) 利用者アンケート

指定管理者は、原則として、施設利用者に対してサービス内容や満足度などについてアンケート調査を実施し、指定期間における管理運営に活用するものとする。施設の利便性向上の観点から利用者の意見を事業運営の改善に活かすため、アンケートの積極的な回収に努める必要がある。

利用者アンケートの実施は、二次元バーコードによる実施を推奨する。紙媒体によりアンケートを実施する場合は、個人情報の適正な保護の観点から、回収ボックスは受付付近に置きアンケートは毎日回収する、または、アンケート回答者から直接回収するなど、個人情報を漏えいさせない措置を講じなければならない。

12 モニタリングの実施

(1)～(3) (略)

(4) 実施スケジュール

前項の全体図に示した各役割の実施について、下記スケジュールのとおり毎年度繰り返し行なうことにより、業務の効率化とサービス向上を図る。

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①年度報告書提出		○										
②アンケート実施	← ※施設特性によって最良の時期に実施する →											
③モニタリングの実施			○	○								
④評価委員会へ結果報告					○							
⑤評価結果の公表						○						
⑥選定委員会へ結果報告							○					
⑦次期候補者選定・改善提案								○				

※表中の①、②の各項目は、「実施主体等の全体像」の①、②の各項目とリンクしている

リスク分担表（標準例） **資料2** 新旧対象表

現行				改正案			
リスク分担表（標準例） （略）				リスク分担表（標準例） （略）			
種類	リスクの内容	負担者		種類	リスクの内容	○…負担者	
		南砺市	指定管理者			南砺市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増（注1）		○	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増（注1、注2）		○
天候リスク	スキー場における、暖冬に伴う事業履行不能（注2）		○	天候リスク	スキー場における、暖冬に伴う事業履行不能（注3）		○
				感染症の発生	感染症の発生による施設の管理運営に必要な対策にかかる経費の増（注4）		○
<p>注1）燃料費については下記条件の基準に該当しない施設を対象として、基本協定締結時の収支計画に基づく燃料費（単価変動の把握、及び影響額を算出可能な種のみ）の算定額「単価×計画量」と調整年度の平均単価による算定額「当該年度の平均単価（市の基準単価による）×計画量」の差額を10%以上の増減分について算定額を調整する。なお、収支計画に基づく燃料費の算定額及び調整年度の平均単価による算定額が1,000千円を下回る場合は、算定額を1,000千円とする。</p> <p>【条件の基準】</p> <p>①集落コミュニティ施設 ②指定管理料が0円の施設 ③収支計画で燃料費が1,000千円未満の施設 ④その他、調整の必要が無いと認められる施設</p> <p>注2）天候リスクは、原則、指定管理者の負担とする。但し、下記条件に該当する施設を対象として、過去3年間（天候リスク該当年を除く。）の索道収入平均額に対し当該シーズンの索道収入の減収割合を算出し、当該割合部分を天候リスク分とし、スキー場オープンに向けて整備したリフト等修繕事前準備費用に当該割合を乗じて得た額（以下「算出額」という。）を上限額として、市が助成する。なお、助成額は、年度毎に次の算定式による。</p> <p>【条件の基準】</p> <p>①スキー場オープンの日から翌年の1月15日までの全面滑走可能日数が、過去3ヶ年平均の5割未満となった施設 ②当該シーズンの索道収入が、過去3ヶ年間（天候リスク該当年を除く。）の索道収入平均額未満の施設</p> <p>【助成額の算出方法】</p> <p>①平成28年度から平成30年度までは、算出額×100% ②令和元年度から令和3年度までは、算出額×70% ③令和4年度から令和6年度までは、算出額×40% ④令和7年度は、算出額×10% ⑤令和8年度以降 天候リスクは考慮せず市の負担は無</p>				<p>注1）燃料費については下記条件の基準に該当しない施設を対象として、基本協定締結時の収支計画に基づく燃料費（単価変動の把握、及び影響額を算出可能な種のみ）の算定額「単価×計画量」と調整年度の平均単価による算定額「当該年度の平均単価（市の基準単価による）×計画量」の差額を10%以上の増減分について算定額を調整する。</p> <p>【条件の基準】</p> <p>①集落コミュニティ施設 ②指定管理料が0円の施設 ③収支計画で燃料費が1,000千円未満の施設 ④その他、調整の必要が無いと認められる施設</p> <p>注2）施設の管理運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとする。</p> <p>注3）天候リスクは、原則、指定管理者の負担とする。但し、下記条件に該当する施設を対象として、過去3年間（天候リスク該当年を除く。）の索道収入平均額に対し当該シーズンの索道収入の減収割合を算出し、当該割合部分を天候リスク分とし、スキー場オープンに向けて整備したリフト等修繕事前準備費用に当該割合を乗じて得た額（以下「算出額」という。）を上限額として、市が助成する。なお、助成額は、年度毎に次の算定式による。</p> <p>【条件の基準】</p> <p>①スキー場オープンの日から翌年の1月15日までの全面滑走可能日数が、過去3ヶ年平均の5割未満となった施設 ②当該シーズンの索道収入が、過去3ヶ年間（天候リスク該当年を除く。）の索道収入平均額未満の施設</p> <p>【助成額の算出方法】</p> <p>①平成28年度から平成30年度までは、算出額×100% ②令和元年度から令和3年度までは、算出額×70% ③令和4年度から令和6年度までは、算出額×40% ④令和7年度は、算出額×10% ⑤令和8年度以降 天候リスクは考慮せず市の負担は無</p> <p>注4）施設の管理運営に重大な影響を与えるような経費負担の増があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとする。</p>			